

「小川原湖自然楽校」が河川協力団体に指定

平成25年6月に公布された「水防及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設されました。

この制度に基づき、高瀬川河川事務所管内で活動している「小川原湖自然楽校（代表-相馬孝）」が河川協力団体に指定されましたので、下記により指定証を交付致します。

記

◆ 日時 … 平成26年5月7日（水） 11時～

◆ 場所 … 小川原湖自然楽校 事務室
三沢市根井 1-94-1 根井団体活動センター内

おがわらこ しぜんがっこう

◆ 小川原湖自然楽校

小川原湖の自然の中で、色々な自然体験や環境教育を通して小川原湖の自然や文化に関心を持ち、小川原湖の環境を大切にしようとする活動を続けています。

※ 河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全・啓発等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

今後、河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことで、多岐にわたり、かつ、地域の実情に応じた河川管理の充実が図られるものと期待されます。

（資料2）リーフレット「河川協力団体制度」

＜発表記者会：八戸市政記者クラブ、三沢記者会＞

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 高瀬川河川事務所
八戸市石堂三丁目7-10
(TEL：0178-28-7135)

(あしかや)

技術副所長 芦萱 昌弘 (内線204)

(くどう)

工務課長 工藤 尚武 (内線311)

携帯TEL：090-2367-8341



河川協力団体制度

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、『河川協力団体制度』が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援（※1）するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

（※1）許可の簡素化等

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等



河川敷清掃



ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等



外来種調査



鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



マイ防災マップづくり



安全利用講習

5 上記に附帯する活動

河川協力団体制度 Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A. 「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知いたします。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査に当たっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施いたします。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8（※2）に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

《要件》

1. 代表者が定まっていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
3. 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
4. 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
5. 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 直近1年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（※2）河川法施行規則第33条の8（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第58条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 場合によっては委託を受けることが可能になります。

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川維持管理等の委託を受けることが可能となります。
例として、河川管理施設の維持、除草、河川に関する調査や管理・環境の啓発活動などがあげられます。
なお、委託については、公募等の適正な手続きを経て行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ
委託可能

拡大

【法改正後】

地方公共団体又は国土交通省令
で定める要件に該当するもの
(河川協力団体等)に委託可能

《委託の例》

「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) ビオトープの整備、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

A. 場合によっては許可等が簡素化されます。

河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。

《例》

現状において下記の行為は、**河川法第24条、第26条の許可が必要**になります。

これらの河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。



市民団体による看板設置事例 (太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例 (佐波川)

国管理の各水系・ダムの窓口一覧

国管理区間の河川協力団体制度に関する詳細や質問などがありましたら、
各水系・ダムを管理している下記窓口へ問い合わせください。

● 水系・ダム名	● 事務所・管理所名	● 所在地	● 担当窓口・連絡先
 岩木川水系 馬淵川水系	青森河川国道事務所	〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-38	河川管理課 017-734-4590 (ダイヤルイン)
 高瀬川水系	高瀬川河川事務所	〒039-1165 青森県八戸市石堂三丁目7-10	工務課 0178-28-8943 (ダイヤルイン)
 北上川水系 (上流)	岩手河川国道事務所	〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2	河川占用調整課 019-624-3273 (ダイヤルイン)
 北上川水系 (下流) 鳴瀬川水系	北上川下流河川事務所	〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80	調査第二課 0225-95-6505 (ダイヤルイン)
 名取川水系 阿武隈川水系 (下流)	仙台河川国道事務所	〒982-8566 宮城県仙台市太白区郡山五丁目6-6	河川管理課 022-248-4131～8 (代表)
 阿武隈川水系 (上流)	福島河川国道事務所	〒960-8584 福島県福島市黒岩字榎平36	河川管理課 024-539-6129 (ダイヤルイン)
 子吉川水系 雄物川水系 (下流)	秋田河川国道事務所	〒010-0951 秋田県秋田市山王一丁目10-29	河川管理課 018-864-2290 (ダイヤルイン)
 雄物川水系 (上流)	湯沢河川国道事務所	〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	河川管理課 0183-73-5340 (ダイヤルイン)
 米代川水系	能代河川国道事務所	〒016-0121 秋田県能代市蔵淵字一本柳97-1	河川管理課 0185-70-1246 (ダイヤルイン)
 最上川水系 (上流)	山形河川国道事務所	〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3-55	河川管理課 023-688-8942 (ダイヤルイン)
 最上川水系 (中流)	新庄河川事務所	〒996-0071 山形県新庄市小田島町5-55	管理課 0233-22-0275 (ダイヤルイン)
 最上川水系 (下流) 赤川水系	酒田河川国道事務所	〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2-1	河川管理課 0234-27-3497 (ダイヤルイン)
 四十四田ダム、御所ダム、 田瀬ダム、湯田ダム	北上川ダム統合管理事務所	〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1	調査課 019-643-7831～3 (代表)
 寒河江ダム、白川ダム、 長井ダム	最上川ダム統合管理事務所	〒990-0732 山形県西村山郡西川町大字砂子関158	管理課 0237-75-2312 (ダイヤルイン)
 浅瀬石川ダム	浅瀬石川ダム管理所	〒036-0404 青森県黒石市大字板留字杉の沢2	管理係 0172-54-8782～3 (代表)
 鳴子ダム	鳴子ダム管理所	〒989-6806 宮城県大崎市鳴子温泉字岩淵2-8	管理係 0229-82-2341～2 (代表)
 釜房ダム	釜房ダム管理所	〒989-1505 宮城県柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6	管理係 0224-84-2171 (代表)
 セケ宿ダム	セケ宿ダム管理所	〒989-0536 宮城県刈田郡セケ宿町字切通52-40	管理係 0224-37-2122～3 (代表)
 玉川ダム	玉川ダム管理所	〒014-1205 秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	管理係 0187-49-2170 (代表)
 月山ダム	月山ダム管理所	〒997-0405 山形県鶴岡市上名川字東山8-112	管理係 0235-54-6711 (代表)
 三春ダム	三春ダム管理所	〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4	水質係 0247-62-3145 (代表)
 摺上川ダム	摺上川ダム管理所	〒960-0271 福島県福島市飯坂町茂庭字蟬狩野山25	管理係 024-596-1275～6 (代表)

県管理区間については、各県へお問い合わせください。